

磐梯町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

磐梯町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務委託

2 業務目的

令和5年9月に当町はゼロカーボン宣言を公表し、2050年にCO₂排出量、実質ゼロに向けて取り組みを推進している。今回は、磐梯町の地球温暖化対策実行計画「事務事業編」の改定と「区域施策編」の策定を見据えて、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくりを行う。策定にあたっては、「気候変動適応法」に基づく『地域気候変動適応計画』を包含するものとする。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

4 特記事項

- (1) 本業務は、環境省「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）1号事業」の交付を受けて実施するもので、同補助金の交付規定の定めに従い行うものとする。
- (2) 本業務を通じて、磐梯町の地球温暖化対策実行計画「事務事業編」の改定と「区域施策編」の策定を令和7年度中に予定している。
本業務の調査内容を反映させる必要がある等の関連性が深いため、本業務において、実行計画の策定を見据えて町と協議しながら進行すること。

5 委託業務内容

業務内容は次のとおりとする。

5-1 基礎調査の実施

(1) 既存資料調査

環境に関する資料やデータ等を収集し、町域の概況や町域環境の経年変化といった地域特性の把握、環境に関する社会（国際社会も含む。）の動向や潮流等の把握、国の検討や環境施策の動向の把握等を行い、課題を整理するとともに、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析を実施する。

① 自然的・経済的・社会的条件整理

各種統計や町の計画、国の情報サイト等を基に、自然的条件として気候・気象条件（日照、風況、気温等）、地勢概要、河川状況（位置、流量等）、経済的条件として産業の状況（農林水産業、製造業、商業、観光等）、エネルギー代金の流出入状況、社会的条件として人口の推移、土地利用状況、地域交通、ごみ・資源物排出状況、下水道整備状況、し尿処理状況、公共施設の整備状況、その他に各種の上位・関連計画等について情報収集及び整理を行う。

- ② 地球温暖化に関する国内外の動向の把握
各種計画や会議の内容を基に国内外の動向を整理し、本町でも求められる取組事項等を把握する。
- ③ 再エネの導入に関する基礎情報の収集及び現状分析
環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」等の公表データの活用、及び町内資料や実態を基に算定した再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを整理する。また、町域における導入状況についても調査し、導入における課題について整理・分析を行う。

(2) アンケート調査

町民、事業者を対象に、地球温暖化問題やエネルギー資源問題、再生可能エネルギーに関する理解度や、取組状況等のアンケート調査を行う。また、適宜ヒアリングなども実施し、各主体の取組状況や課題等を整理する。

表2 アンケート調査対象

調査対象	配布目標	回収目標
町民	2,800人（16歳以上予定）	1,450人
事業者	50事業者	25事業者

(3) 町域から排出される温室効果ガス及びエネルギー消費量の現状分析

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を基に、地域の実態に即した方法で温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を算定し、部門・分野別の増減要因分析を行う。また、残余排出量の発生量に関わらず、温室効果ガスの森林吸収量についても推計する。

(4) 課題の抽出・整理、取り組みの検討

(1)～(3)を踏まえ、まちづくりや産業、防災などの観点から地域課題を抽出するとともに、エネルギーに関する視点から課題を抽出・整理し、取り組みを検討する。

(5) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

地域の特性や削減効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関して複数パターンで推計を行う。

① 現状趨勢（BAU）ケース

2013年度を基準として、各部門・分野の活動量の変化を基に排出量の現状趨勢（BAU）ケースの推計を行う。

② 取組み推進ケース

今後想定される社会情勢や省エネ対策、国・県による排出削減対策の動向等を考慮し、再エネ最大導入調査結果を活用しての短期目標（2030年）、中期目標（2040年）、長期目標（2050年）を設定し、排将来推計を行う。

5-2 計画の策定

(1) 基本的事項の検討

計画改定の背景、位置づけ、計画期間等の基本的事項を整理する。

(2) 基本目標、施策体系の検討

計画の基本目標及び施策体系を整理する。

(3) 地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオ、再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス削減目標の作成

温室効果ガス及びエネルギー消費量の将来推計を踏まえ、2030年を中間地点とした地

域の脱炭素社会の将来ビジョン、シナリオ作成、再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス削減目標の設定を行う。2030年目標については、国の地球温暖化対策推進計画において定められた国の削減目標と整合性を図ると共に、本町が実行可能な削減量を分析したうえで設定する。

(4) 気候の変化と将来予測、気候変動影響評価、適応策の検討

「地域気候変動適応計画」を兼ねるよう、本町の気候の変化と将来予測をとりまとめたうえで、気候変動影響評価を行い、気候変動のリスク・課題を分析し、適応策を立案する。

(5) 施策、指標の検討

2030年を中間地点に、2050年度を見据えたロードマップの作成、施策及び指標の検討を行う。

検討にあたっては、実施見込み及び設定可能な指標値について、庁内ヒアリングにより把握を行う。

(6) 計画の推進体制、進行管理に関する提案

本計画に示される施策及び取組を推進するにあたっての推進体制の構築のための提案を行う。また、本計画の取組を効果的・効率的に進めるための進行管理手法及び進捗状況の公表方法について提案すること。

(7) 計画（素案）のとりまとめ

(1)～(6)をとりまとめ、計画素案を作成する。

5-3 成果品の作成

5-4 各種会議等の支援

(1) 磐梯町役場内調整会議（全5回程度予定）

会議への出席及び会議資料の作成支援を行う。

(2) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用の資料の作成、及び対応策を立案する。

(3) 町民・事業者からの意見聴取に関する支援

町民・事業者から計画策定に対する意見聴取を行う手法、または、計画策定のための審議会等の体制を提案し、運営の支援を行う。

5-5 打ち合わせ・協議

初回・中間・納品時のほか、必要に応じて適宜打ち合わせを行うものとし作業進捗状況を随時報告するものとする。また、打合せ記録簿を作成し、打合せ後速やかに町に提出し、承認を得るものとする。

5-6 令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）にかかる調書等の作成支援

5-7 その他

本業務の遂行にあたり、前記以外に必要な事項について、町と協議の上、実施する。また、協議に際して必要な資料や議事録を作成する。

6 成果品

(1) 本業務の成果として、次のものを作成する。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ① 業務報告書 | 1部 |
| ② 本業務に伴う会議や要点記録等の書類 | 1式 |
| ③ 【地球温暖化対策実行計画（事務事業編（改訂版）、区域施策編）案】 | |
| 計画書（A4版 カラー） | 1部 |
| 概要版（A4版 カラー） | 1部 |
| ④ その他関連資料 | 1式 |
| ⑤ 上記を格納した電子データ（CD-R） | 1式 |

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は町が保有するものとする。受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7 その他

(1) 受託者は業務の実施にあたり、「個人情報保護に関する法律」の各事項に基づき、適切な処置を施すものとし、それらの取扱いには十分注意するものとし、その漏洩、紛失等が無いよう万全の処置を尽くすものとする。

(2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、使用に基づいた計画を作成し、町と打ち合わせを行い、誠意を持って業務を遂行すること。

(3) 受託者は、個人情報保護に関する法律を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(4) 受託者は、本業務の遂行において町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

(5) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度町と協議を行い決定すること。

(6) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。